

中野市ネーミングライツ・パートナー優先候補者選定基準

中野市では、ネーミングライツ・パートナー優先候補者の選定に際し、以下の基準により審査を行います。

1 ネーミングライツ・パートナー優先候補者の選定手順

(1) 施設所管課等による審査

施設所管課等は、応募資格等審査及び項目別審査を行います。

(2) 中野市広告審査委員会による審査

中野市広告審査委員会は、前記(1)の結果について総合審査を行い、ネーミングライツ・パートナー優先候補者を選定します。

2 審査方法等

(1) 応募資格等審査

申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

- ① 応募者について、中野市ネーミングライツ導入ガイドライン10の(4)応募資格を満たしているかどうかを確認します。
- ② 応募者の提案する愛称について、中野市ネーミングライツ導入ガイドライン8愛称の要件を満たしているかどうかを確認します。
- ③ 応募者の提示する命名権料について、導入対象施設の募集要項に掲げる条件を満たしているかどうかを確認します。
- ④ 審査の結果、①から③までの要件を全て満たしていると判断した場合は、項目別審査を行うこととします。
- ⑤ 審査の結果、①から③までの要件を1つでも満たしていないと判断した場合は、失格とします。

(2) 項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に項目別審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

① 審査員

次の職員を審査員とし、5名以上とします。

ア 施設所管部長

イ 施設所管課長

ウ 総務部長

エ 企画財政課長

オ 施設所管部長が指定する職員

② 審査項目等

審査員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1のとおりとします。

③ 採点方法

採点方法は、別表2のとおりとします。

④ 採点手順

審査員は、応募者ごとに、審査項目（審査内容）の採点を行います。次に、審査員の平均点を求めます。その際、「愛称」若しくは「経営の安定性」のいずれか又はその両方の平均点が著しく低い場合は失格とします。

※平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。

⑤ 審査結果

採点の結果、総合計点が最も高い応募者をネーミングライツ・パートナー優先候補者として、中野市広告審査委員会に提案します。

総合計点が同点だった場合は、「命名権料」、「契約期間」、「愛称」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を優先候補者とします。

(3) 総合審査

- ① 施設所管課等による審査の結果について審査します。
- ② ネーミングライツ・パートナー優先候補者を選定します。

3 失格条件

- (1) ネーミングライツ・パートナー優先候補者を選定するまでの間に、中野市ネーミングライツ導入ガイドライン10の(4)応募資格及び導入対象施設の募集要項に掲げる応募資格を失くした場合
- (2) 申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合

別表1（審査項目等）

No.	審査項目	審査内容	配点
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	応募金額の妥当性	40点
2	契約期間	提案期間の妥当性	10点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ 施設のイメージや設置目的との整合性等	15点
4	経営の安定性	決算報告書等による経営状況、安全性等	10点
5	社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画等	15点
6	地域性	市内の事務所・事業所等の有無	10点
合計点			100点

別表2（採点方法）

No.	審査項目	採点方法
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	$\text{配点 (40点)} \times \frac{\text{当該応募者の提案金額 (年額)}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額 (年額)}}$
2	契約期間	$\text{配点 (10点)} \times \frac{\text{当該応募者の提案期間}}{\text{応募者のうち最も長い提案期間}}$
3	愛称	<p>親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、次により採点します。 愛称としてふさわしい場合の最高点を15点、愛称としてふさわしくない場合を0点とし、0～15点の範囲で提出資料等を基に採点します。</p>
4	経営の安定性	<p>決算報告書等による経営の状況、安定性等を採点します。 最高点を10点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を0点とし、0～10点の範囲で提出資料等を基に採点します。</p>
5	社会貢献等	<p>社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画について採点します。 最高点を15点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を0点とし、0～15点の範囲で提出資料等を基に採点します。</p>
6	地域性	<p>市内の事務所・事業所等の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社等を有する場合 10点 ・市内に支社又は事業所等を有する場合 5点 ・市内に事務所・事業所等を有しない場合 0点